

令和 7 年度

学校いじめ防止基本方針

香取市立新島中学校

(令和 8 年 1 月 6 日改定)

目次

1	基本理念	1
2	いじめの定義	2
(1)	定義に基づくいじめの判断	3
(2)	具体的ないじめの態様	4
(3)	いじめの視点	4
(4)	いじめ防止等に関する考え方	5
3	学校及び学校職員の役割	8
(1)	「学校いじめ防止基本方針」の見直しについて	8
(2)	学校いじめ防止委員会の組織	8
(3)	いじめの防止等に関する措置	9
4	重大事態への対応	12
(1)	重大事態の認知と調査	12
(2)	調査の実施	14
5	重大事態調査の進め方	16
(1)	調査の進め方についての事前検討	16
(2)	調査の実施	16
6	調査報告書の作成	18
(1)	重大事態調査における調査報告書の作成	18
7	調査結果の説明・公表	21
(1)	対象生徒・保護者への調査結果の説明	21
(2)	いじめを行った生徒・保護者への調査結果の説明	22
(3)	香取市長等への報告及び公表	22
8	いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト	23

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の基本的人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、「いじめはさせない、許さない」という基本概念のもと、いじめは身近なことであり、誰にでも起こりうる可能性があることを念頭に置き、いじめの防止および根絶に向けて教職員一同取り組んでいく。

1 基本理念

いじめはすべての生徒に關係する問題であり、すべての生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」すること、自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいのかを理解し、行動できる力を身に付けることが、学校の内外を問わず「誰もがいじめの当事者となることのない環境を整える」ための中核をなすものである。また、それを実現できるような環境（規律ある学校環境、学校内外の相談体制）を整えることが求められている。

いじめ防止対策は、いじめを受けた生徒及びいじめを受けた生徒を助けようとした生徒の生命及び心身を保護することが最重要であり、そのために教職員の情報共有、教育委員会や外部機関との連携が必須である。このことが担保されない場合、生徒は安心していじめの相談や通報ができなくなり、いじめ防止対策は根幹から崩れてしまう。

また、生徒に対して、いじめを行ってはならないこと、いじめを認知しながら放置しないよう努めるよう求める必要がある。そのためには、実際に生徒が「いじめを放置しない」ことを可能にする環境をつくることに注力する必要がある。具体的には、①学校がいじめに関する情報を強く求めている ②情報提供者の秘密を厳守する ③学校がいじめ問題に積極的に取り組んでいる等の強いメッセージを発信し、特に②に関しては、信用に値するような平素からの生徒と教職員の人間関係を醸成することが必要である。

そこで以下の基本的な考え方立ち、香取市教育委員会、学校、家庭、地域、外部機関等との連携のもと、いじめ防止等に向けた対策を講ずる。

- 1 「いじめは絶対に許されない卑怯な行為」という共通認識のもと、教職員は毅然と指導にあたる。
- 2 いじめを受けた生徒及びいじめを受けた生徒を助けようとした生徒の生命及び心身を保護することが最重要であることを認識し、積極的に関係諸機関との連携を図る。
- 3 「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」との危機意識を高く持つ。
- 4 周囲の友達が「観衆」や「傍観者」にならないよう、普段の生活を踏まえ、いじめを許容しない雰囲気づくりを生徒自らがつくり上げていけるように指導する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年法律第71号）2条

いじめの定義は、「昭和61年度からの定義」、「平成6年度からの定義」、そして「平成18年度からの定義」と、実情を捉えて変遷をたどっている。平成18年度からの定義は以下に示すとおりである。

【平成18年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

(1) 定義に基づくいじめの判断

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ防止委員会を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- キ インターネット上での悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、適切な対応が必要である。
- ク いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

(2) 具体的ないじめの態様

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの観点

- ① 「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。」
 - ② いじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」
 - ③ 「『暴力を伴わぬいいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。」
 - ④ 「学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(無秩序性や閉塞性等)、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。」
- ※「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するためには、生徒への働きかけに加えて、教職員の日ごろの指導や姿勢が大きな影響を与える。
教職員の振る舞いが、いじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得る問題を重く受け止める。

(4) いじめの防止等に関する考え方

① いじめの防止

いじめを防止するためには、生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組を通じて「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組を通じて、生徒を心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、その他いじめの予防のための対策として法教育の視点からの人権の問題や他者をいじめることにより発生する責任などについての具体的な指導を推進することが必要である。

いじめの背景として、友人関係等における不和・不仲等により、ストレスを高める状態に陥っていないか留意するとともに、他者を尊重する気持ちを養い、自己肯定感を高めるなど、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

また、道徳教育の充実を図り、個々の持つ道徳性を一層高めるとともに、養った道徳性を日常の生活の中で自然に出せるようにしていきたい。

そこで本校では次の取組を通していじめの防止に努める。

○日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級、学校全体に醸成する。

○はやし立てたり見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

○一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進める。

○学校保健委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

(養護教諭)

○いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。 (生徒指導)

○日ごろから関係機関等を訪問し、情報交換や連携に取り組む。(管理職)

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速かつ適切な対処の前提である。

そこで本校では次の取組を通して早期発見に努める。

- 定期的ないじめアンケート調査（年10回）
- 教育相談（年3回）
- 相談箱の設置（通年）
- 相談体制の確立
- 普段の生活の様子の見取や観察（些細な変化を見逃さない）
- 交友関係や悩みを把握する。
- 教職員間の情報共有
- 保健室来室者の様子確認（養護教諭）
- 電話相談窓口の周知
 - ・子どもと親のサポートセンター
 - ・総合教育センター特別支援教育部
 - ・24時間子供SOSダイヤル
 - ・ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター）
 - ・子ども人権110番
 - ・千葉いのちの電話
 - ・ライトハウスちば（千葉県子ども・若者総合相談センター）

早期発見にはアンケートや教育相談は有効な手段の一つではある。しかし、生徒一人一人の様子を観察し、違和感を覚えた段階で情報共有することにより、穴のないいじめ対応へつながっていく。

③ いじめへの対応

いじめを受けた生徒及びいじめを受けた生徒を助けようとした生徒の生命及び心身を保護することが大前提である。いじめへの対応について、以下に記す内容を基本とする。

(ア) 情報収集

- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどしていじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聴き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数人いる場合は、同時刻に個別の聞き取りを行う。
- ・いじめた生徒に聞き取りを行う場合は、いじめられた生徒の了承を得るなど、後の学校生活に支障が出ることのないように配慮する。

※教員が先走って事情確認等を行うことにより、いじめを受けた生徒をさらに危険な目に遭わせてしまう可能性がある。

- ・いじめが発生したクラスや部活動等の集団の状況を適切に把握し、情報共有を行う。

(イ) 指導・支援

- ・正確な実態把握（主觀を入れずに客観的に）に基づき、生徒指導主事および教頭等が指導・支援体制を組む。（学校いじめ防止委員会を中心組織として対応する）
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署（駐在所）に通報し、適切に援助を求める。

(ウ) 子ども・保護者への指導・支援

【いじめられた生徒に対応する教員】

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保とともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはつきりと伝えるなど、自尊感情を高めるようにする。

(注意)

いじめられる原因が、過去に加害者だったからという理由だとしても、いじめに関しては許されないことを教員が明確にしておくことが筋の通ったいじめへの指導につながる。

【いじめた生徒に対応する教員】

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、不満やストレスがあってもいじめに向かうのではなく、適切に対応できる力を育む。

【保護者との連携】

- ・「いじめ」と認知した場合には、電話ではなく、来校してもらい迅速

に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。家庭訪問をする際も同様。

- ・保護者と面談をする際は、加害者側にも被害者側にも、学級担任を中心複数人数で対応する。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安をなくすように努める。

(エ) 関係機関との連携

- ・必要に応じて香取市教育委員会、子育て包括支援センター、警察や児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と速やかに連携を図る。

3 学校及び学校職員の役割

学校及び学校の職員は、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する必要がある（条例第8条第1項）

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の見直しについて

学校いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止、早期発見、認知後の対応等、今後の方針を決定したり、個々の役割を確認したりするのに重要なものである。年度末に生徒指導主事を中心に学校いじめ防止委員会で検討を行い、学校いじめ防止基本方針を更新していく。

(2) 学校いじめ防止委員会の組織

①組織メンバーについて

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・学年主任
該当担任・(部活動顧問)

※場合によっては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関（こども家庭センター、児童相談所、市教育委員会、警察等）との連携を図る。

②会議等への参加者は、「組織メンバー」を基本とするが、いじめの態様等を考慮し、参加者は柔軟に変更することも可とする。

(3) いじめの防止等に関する措置

① 未然防止

生徒の社会性を育むためには、自分と他人は違いがあることを認めたりうえで、お互いの人格を尊重する態度を養うことが大切となる。また、日常的にいじめは決して許されないということを生徒自身に考えさせる場の設定を意図的に行う。本校では、いじめ問題を考える取組を次の通り推進する。

- 被害者の視点から、いじめを人権問題と捉え、差別などの不当な扱いについて「人権の保障」を求める具体的な法的知識を身に付けさせる。
- 加害者の視点では、いじめの行為により発生する法的な責任を、実例をもとに学習する機会を意図的につくる。
- インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させる。
- いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させる。
- 特に配慮が必要な生徒については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

② 早期発見

- いじめを受けている生徒には次の傾向が見られることが多い。
 - 自尊心からいじめを受けているという事実 자체を認めたくない（周囲がいじめと捉えていても、本人は認めたくない）。
 - 無意識のうちに事実を否定している。
 - いじめを受けていること自体を恥ずかしいと思ってしまう。
 - 学校を休みがちになる（ただの体調不良欠席に見えて、本当は根深いものがあるかもしれないという危機意識をもつことが重要）。
 - 周囲に心配をかけたくない。
 - 相談することでいじめが深刻化することを恐れてしまう。

- いじめを受けていることを隠すために平静を装う。
- 友達と遊んでいる（ふざけあっている）時にも笑顔がない。
→ふざけあいを装った形態で行われ、教職員の前で加害者がふざけあいを主張し、被害者も同意せざるを得ないまま状況が悪化することがある。



教職員が「違和感」をもった行為は必ずやめさせ、組織で情報共有し、必要に応じた指導を行うことが大切である。
そのために、昼休み等、授業時間外の生徒の人間関係を観察する等、日常的にいじめの早期発見に努める組織的な取組が重要となる。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、普段から通告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず対応する。また、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに学校いじめ防止委員会に報告・連絡・相談し、速やかに組織的に対応する。

いじめ解決に向けた前向きな進展のために、本校では次のように取り組んでいく。

○学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。

○いじめが認知された場合には、学校いじめ防止委員会は被害・加害の双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。

- 適切な調査に基づき、被害生徒、その保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に行う。
- いじめに関する説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝えることを大原則とする。
- いじめの解決においては、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆（はやし立てたり面白がったりする存在）」や「傍観者（いじめを暗黙的に支持し、見て見ぬふりをしている存在）」の指導についても組織的に実施する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできないことを念頭に置き指導にあたる。いじめが「解消している」状態については、国基本方針（以下）に定められているが、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意が必要である。

(国基本方針)

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を中止する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

④ 地域や家庭との連携について

- ア 学校運営協議会において、本校のいじめ防止対策について説明を行い、いじめ防止に向けての共通理解を図る。
- イ 日頃から積極的な情報発信に努めるなど、家庭との連携強化を行っていく。
- ウ 改善項目だけではなく、善い行いがあった場合にも積極的に家庭に報告するなど、日頃から話しやすい雰囲気づくりを行えるようにしていく。

4 重大事態への対応

重大事態については、国基本方針、県基本方針「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定 文部科学省）、及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月 文部科学省）により適切に対応する。

（1）重大事態の認知と調査

ア 重大事態とは

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。
 - 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査に当たる。

イ 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）を認知した場合の対応

重大事態と認知した場合は、次の点を原則とする。（（ ）内は主導者）

- ① 学校いじめ防止委員会を迅速に開く（生徒指導主事）
- ② 被害者等の安全確保とケア（該当学年・生徒指導主事）
- ③ 組織的な対応（生徒指導主事・教頭）
- ④ 報告は 新島中学校→香取市教育委員会→香取市長 とし、電話連絡を行う。その後文書による報告を行う。

ウ 調査について

調査資料については、学校から提出するものが大きな比重を占める。調査が進行する中で、新たに資料を提出するなど、隠蔽等の疑念をもたれないように行ることが重要である。

質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査前に、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 調査結果の報告等

調査結果を学校、香取市教育委員会が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。

なお、加害者側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意とともに、事案に応じて警察との調整を行う。

文書での報告は、新島中学校→香取市教育委員会→香取市長 とする。

オ 関係機関等との連携について

必要に応じて早期に警察や児童相談所、法務局等関係機関との連携を図りながら対応していく。

(2) 調査の実施（詳細は「5 重大事態調査の進め方」参照）

重大事態調査については、慎重かつ丁寧な対応が必要である。調査の進め方や実施については、次の流れを基本とする。

① 事前に確認するべき事項について明確にする。

○調査の目的

○調査事項の確認

○調査方法やスケジュール確認

○役割分担（誰が→誰に対して・何を・どのように・いつまでに 等）

※教頭、生徒指導主事が中心となり役割分担を行い校長に報告する。

○調査結果の公表範囲確認

② 調査組織の構成

○調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

○対象生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。

○実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになったり、調査が始まつてから調査機関が変更になる可能性があることも伝える。

④ 調査事項・調査対象

○どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、香取市教育委員会及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象生徒・保護者に対して説明する。

○調査の中で対象とする事項を増やしたり決めたりするなど、臨機応変に対応することもあることを説明する。

○調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。

○生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象生徒・保護者に対して説明し、必要に応じて協力を求める。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

○使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を、対象生徒・保護者に対して説明する。

○対象生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。

⑥ 調査結果の提供

○いじめ防止対策推進法第28条第2項に基づいて、対象生徒・保護者に対して調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め説明を行う。

○収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについても説明を行う。

○関係生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象生徒・保護者に説明する。

○収集した資料（聴き取りの結果、アンケート 等）について提供を求められた場合、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。

○調査に係る文書の保存について、教育委員会等の文書管理規則等に基づき行うことに触れ、文書の保存期間を説明する。

⑦ 調査終了後の対応

○法に基づいて、調査結果は香取市長等に報告を行うことを説明する。

○調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。

○調査が不十分だと判断された場合は、再調査に移行することを説明する。

○調査報告書について意見等があれば、香取市長等に対する所見書を提出することができることを説明する。

5 重大事態調査の進め方

(1) 調査の進め方についての事前検討

○以下の項目について検討し、予め共通認識をもつ。

<事前に確認・検討すべき事項>

- ・調査の目的・趣旨
- ・調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- ・調査方法やスケジュール
- ・調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担）
- ・調査結果の公表の有無、在り方

(2) 調査の実施

ア 調査の流れ

① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記

録等の確認（調査の初期段階で確認する必要のある文書等）

- ・学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制がわかる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間指導計画　・学校に設置される各委員会の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録



② 対象生徒・保護者からの聞き取り

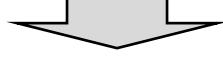


③ 聴き取りやアンケート調査等の実施

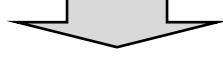
- ・教職員からの聞き取り
- ・関係生徒からの聞き取りやアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聞き取り



④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聞き取り等を実施）



⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討



⑥ 報告書の作成、取りまとめ

イ 重大事態調査における留意事項

- 調査組織の構成員に対しては、守秘義務を課すとともに、調査で収集した情報の管理・保管方法等にも留意する。
- 自殺の場合、他の生徒に対して一定程度伝える必要が生じる。教職員によって生徒への伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方については学校内で統一する。

ウ 聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

- 聞き取り又はアンケート調査は、重大事態調査の一環として行うこと。
- 聞き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有すること。
- 聞き取り相手に対しても、聞き取り内容等について他者に話さないよう協力を求める。
- 事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残しておく。

エ 聴き取り調査の方法及び留意事項

- 聞き取りの体制は聞き取り相手が威圧感を感じない程度の複数人を基本とする。
- 公平性・中立性の確保や専門性の観点から、専門家や第三者が聞き取りを担う又は参加することが望ましい。
- 聞き取り場所や聞き取りの時間帯について、生徒やその保護者に配慮して設定する。聞き取りは長くても1時間以内を目安とし、長時間にわたる場合には途中で打ち切り複数回に分けて行うことが望ましい。
- 生徒が話したがらない内容を無理に聞き取ることはせず、保護者との連携を図りながら柔軟に対応する。
- 生徒からの聞き取りについては、「生徒指導提要(改訂版)」第6章6.3.2「生徒からの聞き取り」の少年非行の聴取の方法に係る記載が参考になる。

才 生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項

- 重大事態におけるアンケート調査は、基本学校で行うものとするが、周囲の目が気になるなどの意見があれば、自宅で記入の上、提出してもらうなどの措置をとる。
- 調査においては、うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、無記名方式ではなく、記名方式とする。
- アンケート調査等の対象となる生徒等から誰にも言わないのであればアンケート調査等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながらアンケート調査等を行う。

カ 調査中の対象生徒・保護者への経過報告

- 重大事態調査は、時として1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象生徒・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっているため、適切に経過報告を行うことが必要である。
- 調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、経過報告の中で説明を行う。
- 聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で、報告書を取りまとめる前に記載のある生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。

6 調査報告書の作成

(1) 重大事態調査における調査報告書の作成

- 調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については以下の通り。
- 報告書の作成に当たっては、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、標準的な項目等を参考にして作成する。
- 公表することも念頭におきつつ、報告書作成に当たっては、プライバシーや人権に配慮し、生徒の氏名を「生徒A、生徒B」として記載する。

【共通事項】

	標準的な項目	記載内容の例									
1	重大事態調査の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・重大事態の別（1号・2号・1号かつ2号） ・重大事態の認定日、香取市長等への報告日等 									
2	調査の目的、調査の組織の構成	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1)</td><td>調査の目的</td><td>・調査の趣旨・目的を記載する。</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>調査期間</td><td>・調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。</td></tr> <tr> <td>(3)</td><td>調査組織の構成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 ・外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。 </td></tr> </table>	(1)	調査の目的	・調査の趣旨・目的を記載する。	(2)	調査期間	・調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。	(3)	調査組織の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 ・外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
(1)	調査の目的	・調査の趣旨・目的を記載する。									
(2)	調査期間	・調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。									
(3)	調査組織の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 ・外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。 									
3	当該事案の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1)</td><td>基礎情報</td><td>・重大事態が発生した学校名、対象生徒の学年、性別、（氏名）、対象生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>当該事案の概要</td><td>・調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。</td></tr> </table>	(1)	基礎情報	・重大事態が発生した学校名、対象生徒の学年、性別、（氏名）、対象生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。	(2)	当該事案の概要	・調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。			
(1)	基礎情報	・重大事態が発生した学校名、対象生徒の学年、性別、（氏名）、対象生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。									
(2)	当該事案の概要	・調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。									
4	調査の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1)</td><td>調査方法</td><td>・どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。</td></tr> <tr> <td>(2)</td><td>調査内容</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 ・聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。 </td></tr> </table>	(1)	調査方法	・どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。	(2)	調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 ・聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。 			
(1)	調査方法	・どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。									
(2)	調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 ・聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。 									

5	当該事案の事実経過	
	(1) 対象生徒の訴え	<ul style="list-style-type: none"> ・聴き取り等を通じて把握した対象生徒の訴えをまとめる。 ・対象生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となったについてまとめること。
	(2) 関係生徒からの聴取内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関係生徒の聴き取り内容をまとめる。 ・関係生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。
(3) 当該事案の事実経過		<ul style="list-style-type: none"> ・調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。
6	当該事案の事実経過から認定しうる事実	
<ul style="list-style-type: none"> ・事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめること。 		
7	学校及び学校の設置者の対応	
	(1) 学校の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令等に照らしてみたいとうの検証を行う。
	(2) 香取市教育委員会の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・「5 当該事案の事実経過」でまとめた香取市教育委員会の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令等に照らして対応の検証を行う。
(3) 学校及び学校の設置者の対応に係る考察		<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び香取市教育委員会の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。

8	当該事案への対処及び再発防止策の提言	
(1)	当該事案への対処について	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。 ・対象生徒の不登校が継続している場合に、当該生徒への支援方策等をまとめる。
(2)	学校及び香取市教育委員会に対する提言	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び香取市教育委員会に対する再発防止策の提言を行う。
9	参考資料	

7 調査結果の説明・公表

(1) 対象生徒・保護者への調査結果の説明

ア 対象生徒・保護者に対する調査結果の説明

○調査結果の説明方法は、基本的には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられ、これらの資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）、学校及び香取市教育委員会の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

○ただし、調査報告書に記載されたいじめを行った生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った生徒・保護者から同意を得られた範囲で説明することが考えられるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。

イ 対象生徒・保護者による香取市長等への調査結果に対する所見書の提出

○調査主体から、対象生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を香取市長等に報告する際に対象生徒・保護者からの所見書を併せて香取市長等へ提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示すこと。

ウ 追加調査について

○調査報告書に対して、対象生徒・保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合は、対象生徒・保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加で調査（追加調査）を行うことが望ましい。

（2）いじめを行った生徒・保護者への調査結果の説明

○香取市教育委員会及び学校は、対象生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめ

を行った生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

○その際、対象生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行うことが必要である。学校は、調査方法等のプロセスを含め、設定された事実を丁寧に伝える必要がある。

（3）香取市長等への報告及び公表

ア 香取市長等への調査結果の報告

○法に基づいて香取市長等へ調査結果を説明するが、原則として、香取市教育委員会が行う。

○対象生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。

○香取市は、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行う。

イ 調査報告書の公表

○公表するか否かについては、香取市教育委員会と協議し、慎重に決定する。

8 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを發揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うことなど	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い生徒について、当該生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
	地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長	<input type="checkbox"/>	
報告内容	学校名	<input type="checkbox"/>	\
	対象生徒の氏名、学年等	<input type="checkbox"/>	
	報告時点における対象生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること	<input type="checkbox"/>	
	その他（）	<input type="checkbox"/>	
	教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。	<input type="checkbox"/>	
	文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。	<input type="checkbox"/>	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。			
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	<input type="checkbox"/>	\
	教育相談の記録	<input type="checkbox"/>	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	<input type="checkbox"/>	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（）	<input type="checkbox"/>	
	学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。	<input type="checkbox"/>	
	再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。	<input type="checkbox"/>	

◆報道等への対応

チェックポイント		チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。			

【チェックリスト③】対象生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備

チェックポイント		チェック	日付
対象生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。			
	どのような内容を説明するのか、予め対象生徒・保護者から同意を得るもの、考え方を伺うものなどを整理した。	<input type="checkbox"/>	
	説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	<input type="checkbox"/>	
	説明時の録音の有無を確認した。	<input type="checkbox"/>	
	説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	<input type="checkbox"/>	

●対象生徒・保護者に対する事前説明

説明日 :

◆対象生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

チェックポイント	チェック
①重大事態の別・根拠	
法で定義されている重大事態について説明した。	<input type="checkbox"/>
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。	<input type="checkbox"/>
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査の目的	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査組織の構成に関する意向の確認	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間が必要であることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項の確認	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>
生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象生徒・保護者が関係生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象生徒・保護者	<input type="checkbox"/>

が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>

説明日：

◆対象生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

チェックポイント	チェック
①調査の根拠、目的	
調査の根拠、目的について説明した。	<input type="checkbox"/>
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断の下で、生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	<input type="checkbox"/>
事前に説明を行った段階で対象生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
⑥調査結果の提供	

法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	<input type="checkbox"/>

◆対象生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

チェックポイント	チェック	日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	<input type="checkbox"/>	
対象生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	
対象生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合		
適当な者（例えば、調査主体側では対象生徒・保護者と信頼関係の構築ができるいる教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	<input type="checkbox"/>	

◆対象生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

チェックポイント	チェック	日付
対象生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	

説明日：

●関係生徒・保護者に対する説明等

チェックポイント	チェック
対象生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>
関係生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討

チェックポイント	チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。	<input type="checkbox"/>	
確 認 ・ 検 討 事 項	調査の目的・趣旨	<input type="checkbox"/>
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	<input type="checkbox"/>
	調査方法やスケジュール	<input type="checkbox"/>
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	<input type="checkbox"/>
	調査結果の公表の有無、在り方	<input type="checkbox"/>
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>
	文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。	<input type="checkbox"/>

●調査の実施

◆調査全体の流れ

	チェックポイント	チェック	日付
	調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。	<input type="checkbox"/>	
	学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。	<input type="checkbox"/>	
確認した事項	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ防止基本方針	<input type="checkbox"/>	
	年間の指導計画	<input type="checkbox"/>	
	学校に設置される各委員会の議事録	<input type="checkbox"/>	
	過去のアンケート、面談記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
	対象生徒・保護者からの聞き取りを実施した。	<input type="checkbox"/>	
	対象生徒・保護者以外から聞き取りやアンケート調査等を実施した。	<input type="checkbox"/>	
実施した事項	教職員からの聞き取り	<input type="checkbox"/>	
	関係生徒からの聞き取りやアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
	学校以外の関係機関への聞き取り	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
	事実関係を整理した。	<input type="checkbox"/>	
	整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。	<input type="checkbox"/>	
	報告書の作成、取りまとめをした。	<input type="checkbox"/>	

説明日：

◆聞き取り調査・アンケート調査等における事前説明

	チェックポイント	チェック
	聞き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
	重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
	聞き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	<input type="checkbox"/>
	法に基づいて調査結果は対象生徒・保護者に提供するとともに、関係生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
	調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	<input type="checkbox"/>
	聞き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聞き取り内容を活用しないことなどを説明した。	<input type="checkbox"/>
	聞き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
	事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	<input type="checkbox"/>

説明日 :

◆調査中の対象生徒・保護者への経過報告

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある生徒・保護者に対して確認した。	<input type="checkbox"/>

【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

説明日 :

●対象生徒・保護者への調査結果の説明

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	<input type="checkbox"/>
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書に記載されたいじめを行った生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしい旨を示した。	<input type="checkbox"/>

説明日 :

●いじめを行った生徒・保護者への調査結果の説明

チェックポイント	チェック
対象生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。	<input type="checkbox"/>
対象生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	<input type="checkbox"/>
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	<input type="checkbox"/>

●地方公共団体の長等への報告及び公表

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	<input type="checkbox"/>	
対象生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	<input type="checkbox"/>	
公表に当たっては、生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	<input type="checkbox"/>	
公表に際しては、調査報告書に記載のある生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	<input type="checkbox"/>	

<参考文献>

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・いじめの防止等のための基本的な方針
(文部科学省 平成29年3月14日最終改定)
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
(文部科学省 令和6年8月改訂版)
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト
- ・生徒指導提要
- ・千葉県いじめ防止基本方針
(千葉県教育委員会 平成29年11月15日最終改定)
- ・千葉県教職員版いじめ防止啓発リーフレット
- ・千葉県教育委員会 いじめを許さない 安全・安心な学校を作るために
- ・千葉県教育委員会 教職員向けいじめ対応リーフレット